明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○国土交通大臣が適性診断の実施機関を認定する件（国土交通一二二三～一二三〇）　一
○国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件（同一二三一～一二五三）　二
〔公告〕
諸事項　九
官庁
基本測量関係事項関係　九
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
型式適合認定、厚生年金基金解散・清算人就任、農業会議組織変更（茨城県、山口県、長崎県）関係　一七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　三〇
会社その他
会社決算公告　三五

告示

○国土交通省告示第千二百二十三号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十七年十二月二日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称
公益財団法人大阪タクシーセンター
二　主たる事務所の所在地
大阪府大阪市鶴見区鶴見四丁目五番九号
三　適性診断の種類
特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第千二百二十四号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十七年十二月二日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称
とちぎ安全教育センター株式会社　トーブモータースクール安全教育センター
二　主たる事務所の所在地
栃木県鹿沼市流通センター六十六番地
三　適性診断の種類
特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第千二百二十五号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十七年十二月二日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称
とちぎ安全教育センター株式会社　トーブモータースクール安全教育センター
二　主たる事務所の所在地
栃木県鹿沼市流通センター六十六番地
三　適性診断の種類
特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第千二百二十六号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十七年十二月二日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称
三重県交通共済協同組合
二　主たる事務所の所在地
三重県津市桜橋三丁目五十三番地の十一　三重県トラック会館内
三　適性診断の種類
特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第千二百二十七号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十七年十二月二日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称
株式会社タイヘイドライバーズスクール
二　主たる事務所の所在地
福島県いわき市平塩古川一の一
三　適性診断の種類
特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第千二百二十八号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十七年十二月二日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称
株式会社タイヘイドライバーズスクール
二　主たる事務所の所在地
福島県いわき市平塩古川一の一
三　適性診断の種類
特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第千二百二十九号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十七年十二月二日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称
株式会社南湖自動車学校
二　主たる事務所の所在地
福島県白河市白坂一里段六の二百三十六
三　適性診断の種類
特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）